

# 重要事項説明書

## 1 当事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション いとさくら
所在地	伊予郡松前町大字北黒田 405 番地 4
連絡先	089-985-5560
管理者名	門田 志生里
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	3863592493
サービス提供地域	松前町、伊予市、砥部町、松山市（島しょ部を除く）、東温市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方は検討致します。

### (2) 営業時間

平日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30
土日祝日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30
定休日	年中無休

### (3) 事業所の勤務体制

	職務内容	常勤	非常勤	計
管理者	<p>1. 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行なわれるよう必要な管理を行ないます。</p> <p>2. 訪問介護計画書及び訪問看護報告書の作成を行うと共に、必要な指導及び管理を行ないます。</p> <p>3. 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行ないます。</p> <p>4. 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</p> <p>5. 訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得た後に、訪問看護計画を交付します。</p> <p>なお、指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行ないます。</p> <p>6. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p>	1名	名	1名
看護師	<p>1. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</p> <p>2. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します</p>	2名	2名	4名
事務職員	<p>1. 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</p>	1名		1名

## 2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 089-985-5560

担 当 部 署 : 訪問看護ステーション いとさくら

担 当 者 : 代表取締役 菊地 里奈

受 付 時 間 : 午前8:30～午後5:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

### 相談・苦情に対する処理体制・手順

① 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順をとります。

\* 利用者からの相談・苦情の申し出があり、その内容が軽微なもので、受付担当者において直ちに処理できるものについては、その都度対応します。

\* 受付担当者において、対応できないと判断される案件については、詳しい内容について関係者から聞き取り調査等を行い、上司に報告して所長を長とする関係者検討会を行い、その具体的処置について迅速適切に対応します。

\* 相談・苦情の処理簿を整え、案件に対する具体的対応の状況（会議の内容、利用者への通知等）を記録し保存します。

② 相談・苦情の案件については、事業所、職員の共通の課題であるとの認識を持ち、サービスの充実に努めます。

## 3 事業の目的・運営方針

### (1) 目的

訪問看護ステーションいとさくらが行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員が、要介護状態にあり、主治医が必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護の提供を目的とする。

### (2) 運営方針

1 看護職員等は、要支援者・要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の医療・保険・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 門田 志生里
-------------	------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

(3) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(4) サービス利用中に、養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）また養護施設従事者による虐待を受けた利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 5 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ②従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 6 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 7 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害の状況により通常の業務を行えない可能性があります。

災害時の情報、被害状況を把握し、安全を確保した上で利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

## 8 身体拘束等の禁止

- (1) 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を活動記録に記載します。

## 9 ハラスメントの対策

事業所は、サービスの提供時に利用者又は家族が、職員に対しハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解約する場合があります。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす、その恐れのある場合  
叩く、蹴る、物を投げる等
- ② 個人の尊厳や価値を言葉や態度によって傷つける場合  
大声を発し、威圧的な態度をとる等
- ③ 性的な嫌がらせ行為をする場合  
必要もなく体をさわる等
- ④ 上記に準ずる行為と判断される場合

## 10 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

・サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

・当事業所は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

## 11 サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

## 利用料金

### ●介護保険

#### (1) 訪問看護費用（介護保険 1 割負担・2 割負担の場合）

サービス所要時間	基本料金	1 割負担	2 割負担
20 分未満	3, 140 円	314 円	628 円
30 分未満	4, 710 円	471 円	942 円
30 分以上 1 時間未満	8, 230 円	823 円	1, 646 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	11, 280 円	1, 128 円	2, 256 円
理学療法士等による訪問の場合	2, 940 円	294 円	588 円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

#### (2) 介護予防訪問看護費用（介護保険 1 割負担・2 割負担の場合）

サービス所要時間	基本料金	1 割負担	2 割負担
20 分未満	3, 030 円	303 円	606 円
30 分未満	4, 510 円	451 円	902 円
30 分以上 1 時間未満	7, 940 円	794 円	1, 588 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	10, 900 円	1, 090 円	2, 180 円
理学療法士等による訪問の場合	2, 840 円	284 円	568 円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

#### ○サービスの加算料金

加算項目		単位	基本料金
初回加算（Ⅰ）		350 単位	3, 500 円
初回加算（Ⅱ）		300 単位	3, 000 円
特別管理加算（Ⅰ）（1 月につき）		500 単位	5, 000 円
特別管理加算（Ⅱ）（1 月につき）		250 単位	2, 500 円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（1 月につき）		600 単位	6, 000 円
ターミナルケア加算（死亡月）		2500 単位	25, 000 円
複数名訪問加算Ⅰ 2名の看護師	所要時間 30 分未満の場合	254 単位	2, 540 円
	所要時間 30 分以上の場合	402 単位	4, 020 円
複数名訪問加算Ⅱ 看護師と看護補助	所要時間 30 分未満の場合	201 単位	2, 010 円
	所要時間 30 分以上の場合	317 単位	3, 170 円
長時間訪問看護加算		300 単位	3, 000 円
退院時共同指導加算		600 単位	6, 000 円
専門管理加算		250 単位	2, 500 円
遠隔死亡診断補助加算		150 単位	1, 500 円
口腔連携強化加算		50 単位 / 回	500 円

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が 看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の 加算を算定していない場合の減算	－8単位 / 回	80円
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた 期間に介護予防訪問看護を行った場合の減算	「理学療法士等の 訪問回数が増加している場合」の減算が 適用される場合： －15単位 / 回 上記の減算が適用 となっていない場 合：－5単位 / 回	150円  50円
業務継続計画未策定減算	所定単位数の－1/100	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の－1/100	

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

※夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合は上記基本使用料の25%

※深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合は上記基本使用料の50%

・エンゼルケア(保険適用外)

ご希望により死後の処置を行った場合、お清め料と衛生物品材料費を徴収します。 18,000円(税別)

## ●医療保険

	金額	基本利用料（利用者負担）			
		1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （1日1回につき）	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
※同一建物内の複数（3人以上）の利用者に同一日に訪問した場合					
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物居住者）（1日につき）	週3日まで	¥2,780	¥278	¥556	¥834
	週4日目以降	¥3,280	¥328	¥656	¥984
※在宅療養に備えた外泊時（入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回）					
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550	
訪問看護管理療養費 （1日につき）	月の初日	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
	2日目以降 訪問看護管理療養費1 3,000円/日	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	2日目以降 訪問看護管理療養費2 2,500円/日	¥2,500	¥250	¥500	¥750
早朝・夜間加算（6時～8時・18時～22時）	¥2,100	¥210	¥420	¥630	
深夜加算（22時～6時）	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
難病等複数回訪問加算	1日2回の訪問	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	1日3回以上の訪問	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
複数名訪問看護加算	看護師（週1回）	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	准看護師（週1回）	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
	看護補助者（週3回）	¥3,000	¥300	¥600	¥900

◎病状やご希望の契約により下記の料金が加算されます

	金額	基本利用料（利用者負担金）			
		1割負担	2割負担	3割負担	
24時間対応体制加算（月1回）	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040	
情報提供療養費[1]（月1回）（市町村へ情報提供した場合）	¥1,500	¥150	¥300	¥450	
情報提供療養費[2]（月1回）（保険医療機関へ情報提供した場合）	¥1,500	¥150	¥300	¥450	
緊急訪問看護加算 月14日目まで 2,650円/日	¥2,650	¥265	¥530	¥795	
緊急訪問看護加算 月15日目以降 2,000円/日	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
特別管理加算（1月につき）	月1回※2	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	月1回※3	¥2,500	¥250	¥500	¥750
退院時共同指導加算（1月につき） （利用者の状態に応じ月2回を限度）	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
特別管理指導加算	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
退院支援指導加算	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	
退院支援指導加算（90分を超えて療養上の必要な指導を行った場合）	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520	
在宅患者連携指導加算（月1回）	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（1月につき2回）	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
ターミナルケア療養費	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500	
乳幼児加算 別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合 1,800円/日	¥1,800	¥180	¥360	¥540	
乳幼児加算 上記以外の場合 1,300円/日	¥1,300	¥130	¥260	¥390	
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	¥780	¥78	¥156	¥234	
訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月	¥50	¥5	¥10	¥15	
長時間訪問看護・指導加算 週1回まで※1	厚生労働省が定める状態の場合 週3回まで	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560

※1 人工呼吸器を使用している状態にある方  
特別訪問看護指示期間の方  
特別な管理を必要とする方（※2、※3）

※2 気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方

※3 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方

上記の対象者に対して1時間30分を超える訪問看護を行った場合に加算されます。

・エンゼルケア（保険適用外）

ご希望により死後の処置を行った場合、お清め料と衛生物品材料費を徴収します。 18,000円（税別）

●精神科訪問看護療養費

項目				費用総額	自己負担割合				
					1割	2割	3割		
精神科 訪問看護 基本療養費 (/回)	(Ⅰ)	看護師等による訪問		3日目まで/週	30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
				30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
				4日以降/週	30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
				30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
	(Ⅱ)	同一建物への 訪問	看護師等2人 /同一日	3日目まで/週	30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
				30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
				4日以降/週	30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
				30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
			看護師等3人以上 /同一日	3日目まで/週	30分未満	¥2,130	¥213	¥426	¥639
				30分以上	¥2,780	¥278	¥556	¥834	
				4日以降/週	30分未満	¥2,550	¥255	¥510	¥765
				30分以上	¥3,280	¥328	¥656	¥984	
(Ⅲ)	入院中の外泊時の訪問			¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550		

訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日			¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
	2日目を以降 訪問看護管理療養費1 3,000円/日			¥3,000	¥300	¥600	¥900
	2日目を以降 訪問看護管理療養費2 2,500円/日			¥2,500	¥250	¥500	¥750

◎病状やご希望の契約により下記の料金が加算されます

加算名	費用総額	自己負担割合			
		1割	2割	3割	
24時間対応体制加算 (/月)	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040	
精神科緊急訪問看護加算 月14日目まで 2,650円/日	¥2,650	¥265	¥530	¥795	
精神科緊急訪問看護加算 月15日目以降 2,000円/日	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
特別管理加算 (/月)	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	
特別管理加算 (/月)	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
退院時共同指導加算	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
特別管理指導加算	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
退院支援指導加算	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	
退院支援指導加算(90分を超えて療養上の必要な指導を行った場合)	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520	
夜間・早朝訪問看護加算 (/回)	¥2,100	¥210	¥420	¥630	
深夜訪問看護加算 (/回)	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
精神科複数名訪問看護加算 (/週)	看護師職員 1回/日	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	+ 2回/日	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
	看護師等 3回以上/日	¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350
精神科難病等複数回訪問加算	看護職員+看護補助者又は精神保健福祉士 (/週)	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	2日/日	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	3回以上/日	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
精神科長時間訪問看護加算 (/週)	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
在宅患者連携指導加算 (/月)	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (/月)	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
看護・介護職員連携強化加算 (/月)	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
精神科重症患者支援管理連携加算 (/月)	(イ)	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
	(ロ)	¥5,800	¥580	¥1,160	¥1,740
訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ)	¥780	¥78	¥156	¥234	
訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月	¥50	¥5	¥10	¥15	

・エンゼルケア(保険適用外)

ご希望により死後の処置を行った場合、お清め料と衛生物品材料費を徴収します。 18,000円(税別)

# 個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意いたします。

## 1. 使用する目的

- (1) 事業者が介護保険法に関する法令に従い、私のサービス計画に基づくサービスなどを円滑に実施するために行うサービス担当者会議などにおいて必要な場合。
- (2) 私が入院など医療機関を受診するときに、当該医療機関に対して個人情報を使用する場合。
- (3) 事業者が、契約終了によって、私を他の施設へ紹介するなどの援助を行う際に、必要な個人情報を使用する場合。
- (4) 介護保険施設などにおいて行われる研修生、実習生、学生への教育。
- (5) 行政からの調査、外部機関による施設評価、学会や出版物などで個人名が特定されない形で報告する場合。

## 2. 使用するにあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は1に記載する目的の範囲で必要最小限にとどめ、情報提供の際には、関係者以外に決して漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容などについて記載しておくこと。

## 3. 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の利用者や家族に関する情報。

## 4. 同意しなかった場合の不都合

サービス調整ができず、一体的なサービス提供ができないなどの不都合が生じる。

## 5. 使用する期間

申込み日より契約終了日まで



**【事業者】**

住 所：愛媛県伊予郡松前町大字北黒田 405 番地 4

社 名：株式会社 As One

代表者：菊地 里奈

印

**【事業所】**

住 所：伊予郡松前町大字北黒田 405 番地 4

事業所名：訪問看護ステーション いとさくら

(指定番号 3863592493 愛媛県)

担当者\_\_\_\_\_より、訪問看護契約書・重要事項説明書・個人情報使用同意書  
の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

**【ご利用者】** 住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_ 印

**【代理人】** 住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_ )

署名代行理由：